



平成 29 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 GMOペイメントゲートウェイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 相浦 一成
 (コード : 3769 東証第一部)
問合せ先 取締役副社長 村松 竜
(TEL. 03-3464-0182)

業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 20 日開催の取締役会において、平成 24 年度より導入している当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。以下同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続および一部改定に関する議案（以下「本議案」という。）を平成 29 年 12 月 17 日に開催予定の第 24 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、本日開催の取締役会において、取締役の当社グループの中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本議案を本株主総会に付議することを決定しました。（注 1）。
- (2) 本制度の継続は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬 B I P 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。平成 29 年度以降の本制度の継続にあたっては、本制度を一部改定（後述）のうえ、設定済みの B I P 信託の信託期間を延長します。なお、B I P（Board Incentive Plan）信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、業績目標の達成度に応じて取締役に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬です。毎年の業績目標の達成度に応じた株式が取締役の退任時に交付される中長期インセンティブ・プランであり、当社の取締役が中長期的な視点で株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づける内容となっております。
- (4) 取締役が株式の交付を受ける時期は、基本的に、取締役退任時となります。

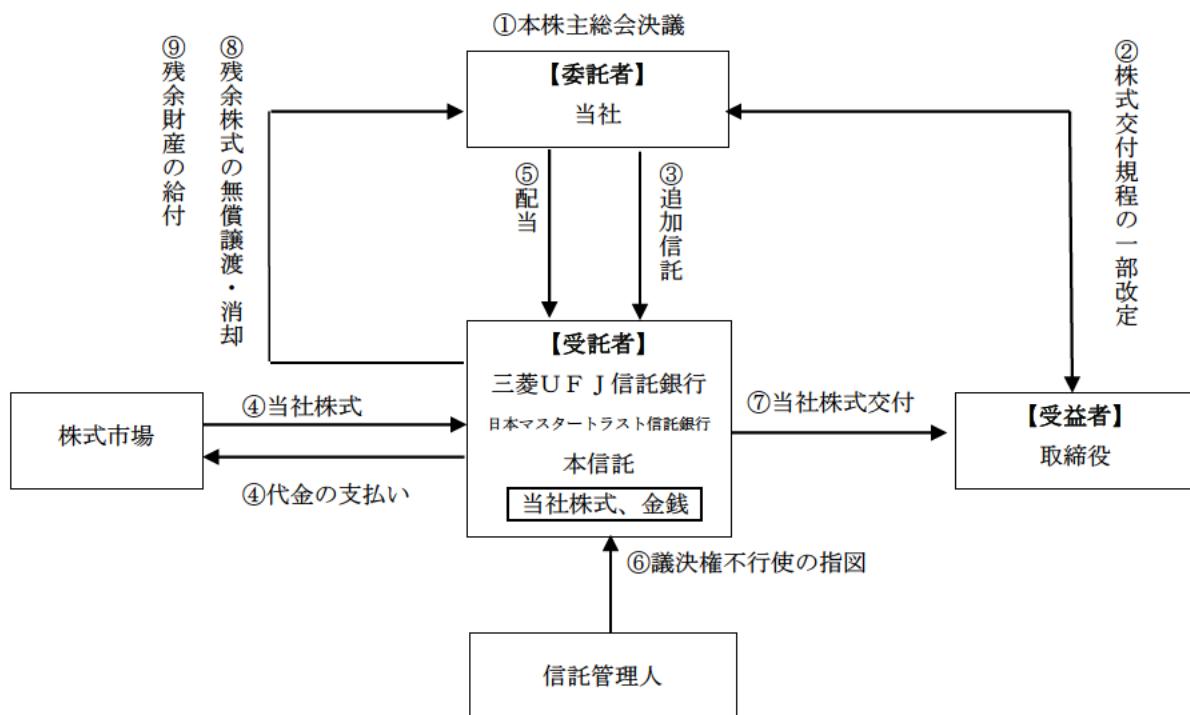
（注 1） 本議案が承認可決されると、取締役の報酬は、引き続き、「基本報酬」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」により構成されることになります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役の報酬については、従前どおり、「基本報酬」および「賞与」により構成されます。

2. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたり、従前の制度から以下の点を一部改定します。

- (1) BIP信託の延長、および延長時における残存株式等の承継信託期間が満了する既存のBIP信託（以下「本信託」という。）について、取締役会による決議を得たうえで、信託期間の延長および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施します。また、かかる追加信託を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に交付が予定される当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等を延長する本信託に承継します。なお、本信託は、平成30年2月末日に信託期間の満了を迎えるため、上記の改定に基づき、従前の信託財産内に残存株式等が生じる場合は、当該残存株式等を延長後の本信託に承継します。
- (2) 本信託に拠出される信託金の上限額
本株主総会においては、対象期間(※)に本信託へ拠出することのできる金員の上限を700百万円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社が本信託に拠出できる信託金の金額はかかる上限に服することになります。当該信託金の上限は、対象期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額です。また、信託期間の延長時に追加拠出を行う場合、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存株式等があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。
(※) 対象期間とは、平成30年9月30日で終了する事業年度から平成34年9月30日で終了する事業年度までの5事業年度をいいます。
- (3) 本信託による取得株式数の上限
本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、対象期間に100,000株（株式分割・株式併合等が生じた場合は比率に応じて調整する。）を上限に当社株式を株式市場から取得します。

3. 改定後の本制度の概要



- ①当社は本制度の継続に関して本株主総会において承認の決議を得ます。
- ②当社は本制度の継続に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を一部改定します。
- ③当社は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役に対する報酬の原資となる金銭を追加信託し、
受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託（本信託）の信託期間を延長します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で追加信託された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当の分配は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における業績達成度に応じて、取締役に一定のポイント数が付与されます。当該ポイント数に応じた株数の当社株式が、一定の受益者要件を満たす取締役に対して、取締役の退任時に交付されます。
- ⑧信託期間中の業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成30年9月30日で終了する事業年度から平成34年9月30日で終了する事業年度までの5事業年度を対象として、各事業年度の業績目標の達成度および各取締役の役位に応じて当社株式を取締役の退任後に役員報酬として交付する制度です。

(2) 本制度の継続に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および取締役に対して付与するポイントの総数の上限その他必要な事項を決議します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役は、退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時に定められる対象期間ポイント数（下記(5)に定める。）に応じた数の当社株式について、本信託から交付受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に当社と委任契約を締結している取締役であること（対象期間中に新たに取締役となった者を含む。ただし、社外取締役および非常勤取締役を除く。）
 - ② 取締役を退任していること（※）
 - ③ 懲戒解雇等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
 - ④ 下記(5)に定める算定式によって対象期間ポイント数が決定されていること
 - ⑤ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件
- ※ ただし、下記(4)の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式が交付されることになります。

(4) 信託期間

延長後の信託期間は平成 30 年 3 月 1 日（予定）から平成 35 年 2 月末日（予定）までの約 5 年間とします。ただし、当該期間の満了時に受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対する基準ポイント数の付与は行われませんが、当該取締役が退任し、当該取締役に対する当社株式の交付が完了するまで、最長で 10 年間、本信託の信託期間を延長させることができます。

なお、5 年後の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該株主総会決議で承認を得た範囲内で対象期間および信託期間が再び延長され、引き続き延長された信託期間中、取締役に対する基準ポイント数の付与を継続することがあります。

(5) 取締役に交付される株式数

取締役に対して交付される株式数は、取締役退任時に対象期間ポイント数の合計に従って定まります。

取締役は、信託期間中の毎年 9 月末日に、同日で終了する事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における業績目標の達成度および各取締役の役位に応じて、一定の基準ポイント数が付与されます。基準ポイント数の付与は、信託期間内において、毎年行われます。基準ポイント数は、評価対象事業年度に係る連結営業利益の目標値に対する達成度と各取締役の役位に応じて決定されます。取締役が付与を受けることができる基準ポイント数の総数は 1 事業年度あたり 20,000 ポイントを上限とします。

各取締役の退任時に、基準ポイント数の累積値に、在任期間に応じて定められた係数を乗じてポイントを算定（以下「対象期間ポイント」という。）し、各取締役の退任時に当該対象期間ポイントに応じた株式が交付されます。1 ポイントは当社株式 1 株とします（※）。ただし、各取締役について算定される対象期間ポイント数の合計は、100,000 ポイントを上限とし、ある取締役について対象期間ポイント数が定められたことにより当該範囲を超過する場合には、当該取締役の対象期間ポイント数は当該超過額を減じた値となります。

※ 信託期間中に株式分割・株式併合等の対象期間ポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

(6) 本信託に拠出される信託金の上限額および本信託における取得株式数の上限

信託期間内に本信託に拠出される信託金の上限額および本信託における取得株式数の上限は、本株主総会で決議されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

本信託に拠出する信託金の上限額	700 百万円
本信託における取得株式数の上限	100,000 株

本信託に拠出する信託金の上限額は、現在の当社の取締役の基本報酬および賞与等を考慮し、信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額として算出しています。

取得株式数の上限は、上記の信託金の上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定されています。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

今般の信託期間の延長時における本信託による当社株式の取得は、上記(6)の取得株式数の上限および本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。なお、信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役について定められる対象期間ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の信託金の上限額の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することができます。

(8) 取締役に対する株式交付時期

当社の取締役が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に定められる対象期間ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から交付を受けることができます。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、取締役に対して給付されることになります。

(11) 信託期間終了時の取扱い

評価対象事業年度における業績目標の未達等により、本信託の終了時（上記(4)による信託期間の延長を行った場合は、延長された信託期間の終了時）に残余株式（信託期間満了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	当社の取締役に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
⑤受益者	取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	平成25年2月8日（平成30年2月9日付で変更予定）
⑧信託の期間	平成25年2月8日～平成30年2月末日（平成30年2月9日付の信託契約の変更で平成35年2月末日まで延長予定）
⑨制度開始日	平成25年2月8日、平成25年9月末日から基準ポイント数の付与を開始
⑩議決権行使	行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫追加信託の金額	4.5億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬株式の取得時期	平成30年3月2日（予定）～平成30年3月23日（予定）
⑭株式の取得方法	取引所市場より取得
⑮帰属権利者	当社
⑯残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
②株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以上